

3

第3部 行政救済（行政救済法）

3-1

第1章 行政上の不服申立て（狭義の行政争訟）

3-1-1

第1節 行政上の不服申立て概説

【ポイント】

一 意義

行政上の不服申立てとは、行政庁の処分その他の公権力の行使に対して私人が行政機関に対して不服を申し立てることである。

法律による行政の原理からすると、行政は法律に従わなければならないという実体法上の拘束を受け、もし行政がそれに違反することがあれば、それによって権利・利益の侵害を受けた者は裁判上その是正を求めることができる。

これに対して行政機関への不服申立てをどのように構成するかは、法律による行政の原理から必ずしも一義的な答えが出てくるわけではなく、また日本国憲法もその点について明確な指針を与えているわけではない。行政上の不服申立ての制度を置くかどうか、置くとしてどのような制度とするか等については、立法者の裁量の余地がかなり広く存在し、現に明治憲法の下で存在していた行政上の不服申立ての一般法である訴願法は日本国憲法下でも当初妥当していたところであり、1962年に現在の行政不服審査法が制定されるに至った。

二 行政上の不服申立て制度のメリット・デメリット

行政上の不服申立ては、司法裁判所による裁判手続などと対比したとき、以下のようなメリット・デメリットがある。

1 行政上の不服申立て制度のメリット

- (1) 簡易迅速な救済制度である。
- (2) 行政処分の妥当性まで判断できる。
- (3) 行政機関に自己統制を促すことができる。
- (4) 裁判所の負担を量的・質的に軽減することにつながる。

2 行政上の不服申立て制度のデメリット

- (1) 公平・中立性に欠ける。
- (2) 事実の解明度に限度がある。

三 現行法制の概観

1 行政上の不服申立制度の一般法として、行政不服審査法が存在する（行政不服審査法1条2項）。

※ ただし、行政不服審査法自体で適用除外となる処分を広く認めているほか（行政不服審査法7条）、個別の法律で一部適用除外を定めたり（行政手続法27条）、行政不服審査法と異なった手続規定を置く例（国家公務員法90条以下、情報公開法18条以下）がある。

※ また、ある種の処分については行政不服審査法による申立ても、特別法の申立てもできない、つまり行政上の不服申立ての制度が一切ないものもある。

2 行政不服審査法は、不服申立事項に概括主義を採用している。また、不服申立てのルートを通るか裁判所に直接訴えるかを私人の選択に委ねており、一律的な不服申立前置主義を採らなかった。

※ しかし、この一般原則に対しては、数多くの特例が法律上定められている（国税に関するものとして国税通則法115条、国家公務員に対する不利益処分についての国家公務員法92条の

短答合格 F I L E (行政法)

2, 無線局の免許の取消処分等についての電波法96条の2など)。

四 平成26年行政不服審査法改正

平成26年行政不服審査法改正(平成26年6月13日公布)では, 制度の複雑さ解消, 手続保障の平等性確保のため, 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化することとした(異議申立て手続の廃止)。

また, 審理の公正性, 客観性確保のため, 審理員による審理手続, 行政不服審査会等への諮問手続を導入している。

◎ 最判平18.10.5(重判平18行政8事件)

出入国管理及び難民認定法49条3項の退去強制をめぐる異議の申出に対する法務大臣の裁決について裁決書が作成されなかった事案において, 判例は, 同法施行「規則43条が法務大臣の裁決につき裁決書によって行うものとする」と規定した趣旨は, 法務大臣が異議の申出に対し審理判断をするに当たり, その判断の慎重, 適正を期するとともに, 後続する手続を行う機関に対し退去強制令書の発付の事前手続が終了したことを明らかにするため, 行政庁内部において文書を作成すべきとしたものにすぎず, 「同条は, 書面の作成を裁決の成立条件とするものではない」とし, 裁決書不作成の瑕疵は同裁決及びその後の退去強制令書発付処分を取り消すべき違法事由に当たらないとしている。

3-1-2

第2節 行政不服審査法

1. 目的

行政不服審査法第1条(目的等)

1 この法律は, 行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し, 国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより, 国民の権利利益の救済を図るとともに, 行政の適正な運営を確保することを目的とする。

【ポイント】

行政不服審査法は, ①行政庁の違法あるいは不当な処分に対する, 個人の権利・利益の簡易迅速な救済を主眼とし, それと併せて②行政の自己統制, つまり客観的な法秩序及び行政の適正な運営の確保にも資することを意図した制度である。

2. 基本構造

ア 不服申立ての種類

行政不服審査法第2条(処分についての審査請求)

行政庁の処分に不服がある者は, 第4条及び第5条第2項の定めるところにより, 審査請求をすることができる。

行政不服審査法第3条(不作為についての審査請求)

法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は, 当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず, 行政庁の不作為(法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)がある場合には, 次条の定めるところにより, 当該不作為についての審査請求をすることができる。

行政不服審査法第4条(審査請求をすべき行政庁)

審査請求は, 法律(条例に基づく処分については, 条例)に特別の定めがある場合を除くほ

か、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- ① 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- ② 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- ③ 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前2号に掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
- ④ 前3号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

行政不服審査法第5条（再調査の請求）

- 1 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第2条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ① 当該処分につき再調査の請求をした日（第61条において読み替えて準用する第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して3月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合
 - ② その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

行政不服審査法第6条（再審査請求）

- 1 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。
- 2 再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。

【ポイント】

行政不服審査法は、①審査請求、②再調査の請求、③再審査請求の3つを用意している（行政不服審査法2条、3条、5条、6条）。不服申立手段が審査請求に一元化された（2、3条）。旧法では処分に対する不服申立ては異議申立て又は審査請求の二者択一であり（旧法5、6条）、不作為に対する不服申立ては異議申立て又は審査請求の自由選択（旧法7条）であったが、簡略化された。また、審査庁は上級行政庁がない場合は、当該処分庁（4条1号）、上級行政庁がある場合は原則として最上級行政庁とされた（4条4号）。旧法下では審査庁は原則として直近上級行政庁であった（旧法5条2項）。

旧法下では不服申立人が異議申立てと審査請求のいずれを行うことができるかは、原則的に上級行政庁の有無という偶然の事情で決定された。異議申立ては不服申立手続の一方当事者である処分庁が審査を行う点で公正さに疑問があるにもかかわらず、上級行政庁がないという偶然の事情により審査請求の利用ができなくなることは不合理である。また、制度の簡略化により不服申立人の利用を容易にできる。さらに、行政手続法の施行により、処分についての判断の慎重・合理

短答合格 F I L E (行政法)

性を担保するための事前手続が整備され、事情に詳しい処分庁等自身に見直しを行わせる必要性は低下した。よって、不服申立ての審査請求への原則一元化が図られた。

審査庁について上級行政庁を審査庁と認めた理由は次の通りである。まず、審理の客観化公正化を図ることが出来る。また、各不服申立てについての統一的処理を図ることもできる。さらに、最上級行政庁を審査庁とすることで内部基準などの合理性を含めた判断も可能となる。

他方、審査庁について処分庁を審査庁と認めた理由は次の通りである。上級行政庁が存在しない場合は処分庁が審査を行わざるを得ない。しかし、その場合も審理員制度が導入されているため審理の客観性・公正性については一定の担保がある。

一 審査請求

行政庁の処分又は不作為に不服がある者は、審査請求をすることができる（2条、3条）。審査請求をすべき行政庁は、原則として、処分庁・不作為庁の最上級行政庁であり、処分庁・不作為庁に上級庁がない場合は、当該処分庁・不作為庁である（4条）。

二 再調査の請求

個別法で定められた一定の場合について審査請求以前に処分庁に対して再調査の請求をすることを認めた（5条1項）。再調査の請求をしたときには、原則として、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求はできない（同条2項柱書）。なお、不作為について、再調査の請求は規定されていない。

旧法では異議申立ては個別法の規定がなくとも可能であったため（旧法6条）、処分庁が不服申立ての審査庁になることが比較的広く認められていたが、新法では再調査の請求の場合のみ処分庁が不服申立ての審査庁になることができる。また、再調査の請求は審査請求に常に前置されるのではなく、不服申立人の自由選択である（5条1項ただし書）。この点でも不服申立ての審査庁が処分庁等となる機会は減少した。

処分庁が再調査の請求でのみ審査庁となり得るようになった理由は次の通りである。確かに、行政手続法の施行により、処分についての判断の慎重・合理性を担保するための事前手続が整備され、事情に詳しい処分庁等自身に見直しを行わせる必要性は低下した。しかし、事実認定に対する不服申立てで、大量になされる処分等についての不服申立ては、事情に詳しい処分庁が審理する必要がある。また、このような不服申立てでは、最上級行政庁が単独で審査することにより行政の効率的運営が害される危険が大きい。さらに、処分庁に簡易な見直しの機会を設けることは、不服申立人の簡易迅速な権利救済にも有効である。よって、処分庁を審査庁とする不服申立ての機会を例外的に保障した。

しかし、法律解釈の当否を争う不服申立ての場合、処分庁の関与の必要性は小さい。また、要件事実の認定ではなく、法令解釈の当否を争いたい不服申立人もいると考えられる。さらに、再調査の請求の前置は不服申立前置主義の存在により二重の前置主義となる可能性があり、私人の権利救済が遅れる可能性がある。よって、再調査の請求と審査請求とは、不服申立人の自由選択とした。

三 再審査請求

再審査請求とは、審査請求を経た後に更に行う例外的な不服申立て（審査請求に対する第二審）のことである。本条は、再審査請求を、いかなる処分につき、いかなる行政庁に対して行うことができるかについて定め、再審査請求につき列举主義をとることを示す。再審査請求につき列举主義がとられたのは、審査請求の裁決に不服があれば、重ねて行政機関の裁断を求めるよりも、司法裁判所に救済を求める方が適切であるとみられるためである。

審査請求に対する裁決に不服のある者が行う不服申立てとして再審査請求を認めたものである。旧法8条1項2号では、再審査請求は法定されていない場合にも可能であったが、6条1項は再審査請求を個別法で法定された場合に限定している。

再審査請求の全廃を避けた趣旨は、現行法上、審査請求と再審査請求の二重手続が法定されている全ての場合について審査庁を1つに限定しようとするには無理がありうること、再審査請求には国民の手続的権利の拡充の側面があることから、再審査請求を例外的に認めるべき場合があるという点にある。他方、6条1項が旧法よりも再審査請求の場合を限定したのは、簡易迅速な救済を図るためである。

《過去問チェック》

- 審査請求は、処分庁又は不作為庁以外の行政庁に対してする行政不服申立てであり、個別の法律又は条例に審査請求をすることができる旨の定めがなくともすることができる。(新司H18-39)
 - ☞誤り。審査請求とは、行政庁の処分又は不作為について、行政不服審査法4条及び5条2項に定めるところに従い不服を申し立てる手続をいう。そして、行政不服審査法4条1号前段は、処分庁や不作為庁に上級行政庁がない場合、当該処分庁・不作為庁に対して審査請求をするべき旨を規定している。したがって、審査請求をするべき行政庁を処分庁又は不作為庁以外の行政庁とする本記述前段は誤っている。なお、行政不服審査法は一般概括主義を採用しており、特に法律で除外された事項を除き、行政庁の処分に対しては、個別の法律又は条例に審査請求をすることができる旨の定めがなくとも、することができる。よって、本記述後段は正しい。
- 再審査請求は、審査請求についての審査庁の裁決に不服のある者が同じ審査庁に対して更に不服を申し立てるものであり、法律又は条例に再審査請求ができる旨の定めがあるときにすることができる。(新司H18-39)
 - ☞誤り。再審査請求とは、審査請求に対する第二審であり、審査請求の裁決に不服がある者が、原裁決又は当該処分を対象として、さらに不服を申し立てる手続である。再審査請求をすべき行政庁は、個別の法律で定められる(行政不服審査法6条2項, 1項)。審査請求と同じ審査庁にすることはできない。よって、審査請求と同じ審査庁に対して不服を申し立てるのではないから、本記述前段は誤っている。また、再審査請求は、法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合にすることができる(同条1項)。条例に再審査請求をすることができる旨の規定がある場合は、再審査請求の対象から除外されている。これは、審査請求が、処分庁の最上級行政庁に対して行うことを原則としているので(同法4条4号)、条例に基づく処分については、さらなる再審査請求を認める必要性に乏しいためである。したがって、「法律又は条例に再審査請求ができる旨の定めがあるとき」に再審査請求をすることができるとする本記述後段も誤っている。
- 不服申立ての対象に行政庁の不作為は含まれない。(新司H20-40)
 - ☞誤り。行政不服審査の対象は、行政庁の「処分」と「不作為」である。不服申立ての対象となる不作為とは、「法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと」(行政不服審査法3条かつこ書)をいう。
- 行政不服審査においては、行政事件訴訟とは異なり、処分の名あて人以外の者による不服申立ては認められない。(新司H20-40)
 - ☞誤り。行政不服審査法2条は、不服申立適格を、「不服がある者」と定めるのみであって、その範囲に関する明文の規定はない。この点について、判例は、処分の名あて人でない者がした不当景品類及び不当表示防止法上の不服申立てに関する案件について、当該不服申立てをできる者とは、「一般の行政処分についての不服申立ての場合と同様に、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」として、処分の名あて人でない者であっても、当該処分につき不服申立てをする法律上の利益がある者については、不服申立てをなし得ることを認めている(最判昭53.3.14, 主婦連ジュース事件)。
- 法は、公権力の行使に当たる事実上の行為で、その内容が継続的性質を有しないものも、「処分」に含まれると定めている。(新司H24-39, 予備H24-24)
 - ☞誤り。行政不服審査法1条2項。行政不服審査法にいう「処分」には、公権力の行使に当たる事実上の行為で、非継続的な行為も含まれると考えられる。なぜなら、行政事件訴訟法における処分には、公権力の行使としての事実行為で非継続的な行為も含まれるとされており、行政不服審査法上もこれと異なる概念をとるべきではないからである。もっとも、以上のことは、「処分」(同項)の解釈として導かれるものであって、行政不服審査法上明文が置かれているわけではない。

短答合格 F I L E (行政法)

- 審査請求は、建築基準法に基づいて設置される建築審査会のような、独立して職権を行使する第三者機関に対して行われる不服申立てを意味する。(新司H24-39, 予備H24-24)
 - ☞ 誤り。行政不服審査法4条。
- 行政不服審査法にいう「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいうところ、弁護士会は、国又は地方公共団体の機関ではなく、「行政庁」には当たらないから、弁護士会が弁護士法の規定に基づいて行う所属弁護士に対する懲戒は、行政不服審査法にいう「処分」には当たらない。(予備H30-24)
 - ☞ 誤り。行政不服審査法にいう「処分」とは「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」をいう(行政不服審査法1条2項)。よって、本記述前段は正しい。そして、弁護士会は「行政庁」に当たり、弁護士会の行う懲戒処分(弁護士法56条2項)は、「処分その他公権力の行使」に当たる。よって、本記述後段は誤っている。

イ 不服申立ての要件

行政不服審査法第1条(目的等)

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下単に「処分」という。)に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

行政不服審査法第2条(処分についての審査請求)

行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

行政不服審査法第3条(不作為についての審査請求)

法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為(法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

行政不服審査法第18条(審査請求期間)

- 1 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 処分についての審査請求は、処分(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における前2項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

行政不服審査法第62条(再審査請求期間)

- 1 再審査請求は、原裁判があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 再審査請求は、原裁判があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

行政不服審査法第19条(審査請求書の提出)

- 1 審査請求は、他の法律(条例に基づく処分については、条例)に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

行政不服審査法第20条 (口頭による審査請求)

口頭で審査請求をする場合には、前条第2項から第5項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人を読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

【ポイント】**一 審査請求書の提出**

審査請求は、他の法律(条例に基づく処分については、条例)に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない(行政不服審査法19条1項)。

二 対象

行政上の不服申立ての対象は、行政庁の「処分その他公権力の行使」である。

「処分」とは、一般的に、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうちで、その行為により直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう(最判昭39.10.29, 百選Ⅱ148事件)。

不服申立ての対象となる「処分」には、権力的事実行為も含まれる。旧法には、「公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの」が含まれる旨が明記されていたが、改正後も、継続的事実行為が処分に含まれることに異論はない。

また、非継続的な事実行為も「処分」に含まれる。もっとも、非継続的な事実行為の場合は、不服申立ての利益が失われていれば、それに対する不服申立ては不適法として却下されることになる。

また、「公権力の行使」には、行政庁が私人の申請等に応答しないでいる状態(「不作為」)も含まれる(3条)。

三 不服申立期間

18条1項本文は審査請求の期間を「処分があった日の翌日から起算して3月」とし、また同項ただし書は「正当な理由」がある場合に不服申立期間の例外を認めた。旧法14条1項本文は「処分があった日の翌日から起算して60日」とし、同項ただし書は「やむをえない理由」がある場合に期間の例外を認めていた。なお、不作為についての審査請求には、審査請求期間の制限は存在しない。

「正当な理由」があるときには、主観的審査請求期間の例外が認められる。「正当な理由」とは、不服申立てをすることができないと認められる客観的状況(災害など)に限らず、審査請求期間が教示されなかった場合及び誤って長期の審査請求期間が教示された場合であって、審査請求人が他の方法で正しい審査請求期間を知ることができなかったような場合を含む。

「正当な理由」があるときには、客観的審査請求期間の例外が認められる。「正当な理由」には、本人の個人的な都合は含まれない。また、客観的審査請求期間の例外を認める規定であるから、「正当な理由」にあたる場合はそれほど多くないとされている。

◎ 最判平14.10.24 (百選Ⅱ131事件)

行政不服審査法14条1項〔改正法18条1項〕本文の規定する「処分があったことを知った日」というのは、処分がその名あて人に個別に通知される場合には、その者が処分のあったことを現実に知った日のことをいい、処分があったことを知り得たというだけでは足りないが、処分が個別の通知ではなく告示をもって多数の関係権利者等に画一的に告知される場合には、「処分があったことを知った日」というのは、告示があった日をいう。

◎ 最判平18.1.19 (百選Ⅱ133事件)

国税徴収法39条所定の第2次納税義務者(本来の納税義務者から無償又は著しく低額で財産譲渡

等を受けた相手方)が主たる課税処分に対する不服申立てをする場合、国税通則法77条1項所定の「処分があったことを知った日」とは、当該第2次納税義務者に対する納付告知(納付通知書の送達)がされた日をいい、不服申立期間の起算日は納付告知がされた日の翌日であると解するのが相当である。

四 不服申立適格

☆ (論点) 誰が行政上の不服申立てをすることができるか

処分についての不服申立てを誰が提起できるかについて、行政不服審査法は規定を置いていない。この点、行政不服審査法は、行政の適正な運営も法目的に明示的に掲げていることから、不服申立適格者の範囲は取消訴訟における原告適格の範囲よりも広く認めるべきではないかという見解もある。

しかし、最高裁判所は、いわゆる主婦連ジュース訴訟で、不当景品類及び不当表示防止法上の不服申立てに関し、そこでの不服がある者とは「一般の行政処分についての不服申立の場合と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解すべきである。

「ところで、右にいう法律上保護された利益とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であつて、それは、行政法規が他の目的、特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益とは区別されるべきものである。この点を公正競争規約の認定に対する不服申立についてみると、…景表法の目的とするところは公益の実現にあり、同法1条にいう一般消費者の利益の保護もそれが直接的な目的であるか間接的な目的であるかは別として、公益保護の一環としてのそれであるというべきである。してみると、同法の規定にいう一般消費者も国民を消費者としての側面からとらえたものというべきであり、景表法の規定により一般消費者が受ける利益は、公正取引委員会による同法の適正な運用によつて実現されるべき公益の保護を通じ国民一般が共通してもつにいたる抽象的、平均的、一般的な利益、換言すれば、同法の規定の目的である公益の保護の結果として生ずる反射的な利益ないし事実上の利益であつて、本来私人等権利主体の個人的な利益を保護することを目的とする法規により保障される法律上保護された利益とはいえないものである」として、取消訴訟の原告適格の要件である「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法9条1項)と同義に解している。(最判昭53.3.14, 百選Ⅱ132事件)。したがって、処分の名あて人以外の者も不服申立てが可能となる。

なお、最判昭56.5.14(百選Ⅱ134)も、議員資格に関する地方議会の決定と不服申立権者の範囲について、一般の行政処分の場合と同様にその適否を争う個人的な法律上の利益を有する者に限定されることを当然に予定したものとして、上記判例と同じ立場をとっていると解される。

◎ 最判平18.1.19(百選Ⅱ133事件)

主たる課税処分の全部又は一部がその違法を理由に取り消されれば、本来の納税義務者からの徴収不足額が消滅し又は減少することになり、第2次納税義務は消滅するか又はその額が減少し得る関係にあるのであるから、国税徴収法39条所定の第2次納税義務者は、主たる課税処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有するというべきであるから、主たる課税処分につき国税通則法75条に基づく不服申立てをすることができるものと解するのが相当である。

《過去問チェック》

- 行政事件訴訟法には、取消訴訟の原告適格に関する規定があるが、行政不服審査法には、不服申立適格に関しそれに相当する規定は置かれていない。（新司H18-40）
 - ☞正しい。行政事件訴訟法9条。
- 行政不服審査法には、学校において教育の目的を達成するために学生等に対して行われる処分について、不服申立てを排除する趣旨の規定があるが、行政事件訴訟法には、そのような規定はない。（新司H19-40）
 - ☞正しい。行政不服審査法7条8号。
- 行政庁の不作为についての不服申立てに関しては不服申立期間の制限がなく、不作为状態の続く限りいつでも申立てが可能である。（新司H26-38）
 - ☞正しい。行政不服審査法18条1項は、処分についての審査請求における審査請求期間を規定している。そして、同項が、処分についてのみ審査請求期間を定めるのは、不作为についての審査請求は、不作为状態が継続している限り、いつでもなすことができると考えられているからである。
- 処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなされる。（新司H26-38）
 - ☞誤り。行政不服審査法18条1項ただし書。処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合、審査請求期間を超えて教示された期間内に審査請求をすると、期間内に審査請求をしなかった「正当な理由」があることになり、例外的に審査請求が認められる。もっとも、同項ただし書は、法定の審査請求期間内に審査請求がされたものとみなすとはしていない。
- 行政不服審査法は、国民が簡易迅速な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めるものであるから、審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に書面で行わなければならない旨の定めがある場合を除き、口頭で行うことができる。（予備H30-24）
 - ☞誤り。行政不服審査法19条1項は、「審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭で行うことができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出しなければならない」としている。すなわち、原則として審査請求書の提出が義務付けられており、特段の定めがある場合に限って口頭で行うことが認められている。「口頭で行うことができる旨の定め」としては、例えば、国民健康保険法99条、介護保険法192条、社会保険審査会法5条等が挙げられる。

ウ 教示

行政不服審査法第82条（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

- 1 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭で行う場合は、この限りでない。
- 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
- 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行わなければならない。

行政不服審査法第83条（教示をしなかった場合の不服申立て）

- 1 行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。
- 2 第19条（第5項第1号及び第2号を除く。）の規定は、前項の不服申立書について準用する。
- 3 第1項の規定により不服申立書の提出があった場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立

書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。

- 4 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。
- 5 第3項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

行政不服審査法第22条（誤った教示をした場合の救済）

- 1 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
- 3 第1項の処分のうち、再調査の請求をすることができない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書（第61条において読み替えて準用する第19条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。）又は再調査の請求録取書（第61条において準用する第20条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。
- 4 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、当該処分庁に再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第61条において読み替えて準用する第13条第1項又は第2項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。
- 5 前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

【趣旨】

行政不服審査法が、簡易迅速な救済制度として国民に広く利用してもらうことをその立法の一つの趣旨としていることから、不服申立制度の利用の便に供するため、行政不服審査法は教示の制度を設けている（82条、83条）。

22条は、行政不服審査法に基づく教示がなされたが、それが誤っていた場合にはどうすべきかを詳細に定めることより、申立人に不利益が生じないよう配慮するものである。

【ポイント】

一 教示の対象となる処分

教示の対象となる処分は、行政上の不服申立ての対象となる処分すべてを含む。なぜなら、不服申立てをすべき行政庁がどこであるかは一般国民には理解が困難なことが多く、行政不服審査法が適用されない不服申立ての場合には、一層理解が難しいと思われるからである。

したがって、行政不服審査法の対象に含まれない処分についても、教示はしなければならない。ただし、行政庁の教示義務は書面による処分に限られ、口頭による処分の場合には、教示は義務ではない(82条1項ただし書)。

◎ 最判昭61.6.19 (百選Ⅱ140事件)

行政不服審査法57条1項〔改正法82条1項〕は、所定の処分を書面でする場合に、その処分の相手方に対して不服申立てに関する教示をしなければならないとしているものであるから、特定の個人又は団体を名あて人とするものでない処分については、その適用がない。

二 教示の対象者

教示は処分の相手方に対してしなければならない(82条1項)。利害関係人に対する教示は義務付けられていない。しかし、これらの者から当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間についての教示の請求があった場合には、行政庁はこれを教示しなければならない(82条2項)。

三 教示の内容

教示の内容は、不服申立てができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間である(82条1項、2項)。

四 教示をしなかった場合、誤った教示をした場合の処置

1 教示をしなかった場合の処置(83条)

行政庁がなすべき教示をしなかったときは、当該処分に不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる(83条1項)。

同項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす(同条5項)。

当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求又は法令に基づく不服申立てをすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない(同条3項)、これにより不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は法令に基づく不服申立てがなされたものとみなされる(同条4項)。

2 誤った教示をした場合の処置

不服申立庁を誤ったとき及び誤って再調査の請求をできる旨を教示したときの対応措置が定められている(行政不服審査法22条参照)。

また、法定期間よりも長い申立期間を教示した場合には、18条1項ただし書の「正当な理由」の判断において考慮されるものと解される。不服申立てできない処分につきできると教示した場合、不服申立てをしている間に取消訴訟の出訴期間が過ぎてしまうおそれがあるため、裁決があったことを知った日から出訴期間を起算することとして、救済が図られている(行政訴訟法14条3項)。

《過去問チェック》

□ 処分に対して不服申立てをすることができる旨やその期間などについての書面による教示は、処分の名宛人以外の者に対しては、行う必要はないこととされている。(新司H25-39, 予備H25-24)

☞ 誤り。行政不服審査法82条2項, 3項。行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない(行政不服審査法82条2項)。前項の場合において、教示を求められた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行なければならない(行政不服審査法82条3項)。

3. 審査請求の形式と手続

行政不服審査法第19条（審査請求書の提出）

- 1 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出しなければならない。
- 2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - ② 審査請求に係る処分の内容
 - ③ 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日
 - ④ 審査請求の趣旨及び理由
 - ⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容
 - ⑥ 審査請求の年月日
- 3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ① 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - ② 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
 - ③ 審査請求の年月日
- 4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第2項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。
- 5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - ① 第5条第2項第1号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日
 - ② 第5条第2項第2号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由
 - ③ 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する正当な理由

行政不服審査法第20条（口頭による審査請求）

口頭で審査請求をする場合には、前条第2項から第5項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

行政不服審査法第21条（処分庁等を経由する審査請求）

- 1 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第19条第2項から第5項までに規定する事項を陳述するものとする。
- 2 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第29条第1項及び第55条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。
- 3 第1項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものとみなす。

19条～21条は、審査請求の形式と手続を定めている。

19条は審査請求書の必要的記載事項と手続を、20条は口頭で審査請求をする場合（19条1項により、法律又は条例による定めがある場合に限るとされている）の審査請求の方式を定めている。21条は、審査請求が処分庁を経由してもできること、その際申立人及び処分庁がなすべき手続等を定めている。これらは、審査請求に関する手続を整備し、審理手続を円滑に進行させるための定めである。

旧訴願法のもとでは、訴願（不服申立て）の手続についての定めが不十分であったため、本法では、これを審査請求人の権利救済の見地から詳細に規定し、審査請求人の地位を強化するとともに、できるだけ簡易・迅速を旨とするように定めている。審査請求は原則として書面によるものとされる（19条1項）が、これは、審査請求の存在や論点を明確にし、かつ手続を慎重に進めるためである。審査請求書への記載事項については、19条2項から5項に規定がある。

◎ 最判昭32.12.25

申立書が、行政上の不服申立てであるか、単なる陳情書であるかが不明確な場合は、当事者の意思解釈の問題となる。

4. 行為能力・代理等

行政不服審査法第10条（法人でない社団又は財団の審査請求）

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

行政不服審査法第11条（総代）

- 1 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、3人を超えない総代を互選することができる。
- 2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。
- 3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。
- 4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。
- 5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、2人以上の総代が選任されている場合においても、1人の総代に対してすれば足りる。
- 6 共同審査請求人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

行政不服審査法第12条（代理人による審査請求）

- 1 審査請求は、代理人によってすることができる。
- 2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

【ポイント】

一 行為能力

行為能力については、明文はない。しかし、基本的には民法上の行為能力、民事訴訟法上の訴訟能力に準じて考え得る。

二 代理

審査請求は、代理人によって行うことができる（行政不服審査法12条1項）。

三 総代

多数人が共同して審査請求をしようとするときに3人を超えない総代を互選できる（行政不服

短答合格 F I L E (行政法)

審査法11条1項)。これは、民事訴訟法30条の選定当事者に対応するものである。

5. 参加人

行政不服審査法第13条 (参加人)

- 1 利害関係人 (審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。) は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。
- 2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。
- 3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。
- 4 前項の代理人は、各自、第1項又は第2項の規定により当該審査請求に参加する者 (以下「参加人」という。) のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

【ポイント】

行政不服審査法は、利害関係人を参加人として審査請求に参加させている (行政不服審査法13条)。

6. 補正

行政不服審査法第23条 (審査請求書の補正)

審査請求書が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

【趣旨】

行政不服審査法23条は、不適正な審査請求であっても補正が可能なときは、審査庁に補正命令を義務付け、補正があれば適法な審査請求と認めて、救済を図ろうとするものである。

【ポイント】

不服申立てが要件を満たさない場合に、直ちに申立てを却下すべきかどうかは、立法政策上考慮を要するところであるが、行政不服審査法はこの点に関し、補正という制度を定め、補正命令をすることなく却下した裁決・決定は違法であるとした。

審査請求が不適法であるときは、審査庁がこれをすぐに却下するというのでは、国民の権利救済という観点から不服審査制度を設けた意義が著しく減じられることになるため、審査庁に補正命令を義務付けることで、補正があればこれを適法な審査請求と認めて救済を図るものである。

この点、行政手続法では、申請が要件を欠く場合、行政庁に、補正を求めるか申請が不適法として拒否処分をするかの選択が認められており (行政手続法7条)、立法政策が異なることに注意すべきである。

補正命令に応じて申立書が是正されたときは、最初から不服申立てがあったことになる。

7. 執行不停止原則

行政不服審査法第25条 (執行停止)

- 1 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。
- 2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置 (以下「執行停止」という。) をとることができる。

- 3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。
- 4 前2項の規定による審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。
- 5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。
- 6 第2項から第4項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。
- 7 執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

【趣旨】

行政不服審査法は執行不停止原則を採用しているところ（行政不服審査法25条1項）、同条2項は国民の権利利益の救済の実効性を保つために執行停止制度を定めている。

【ポイント】

不服申立ての濫用によって行政が麻痺することを防止するという公益を重視し、審査請求の申立てに処分の執行停止効を認めない立法政策（執行不停止の原則）を採用する（25条1項）。ただし、その反面、国民の権利救済の実効性を保つため、審査庁が係争処分についての終局判断をなすまでの間、審査請求人の権利保全の必要があると認めるときに、暫定的措置としてなす付随処分として、執行停止命令を下すことを認めている（2項以下）。

なお、執行停止が認められる場合につき、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁であるか否かにより相違があるため、注意を要する。

① 審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁の場合→審査請求人の申立て又は職権により、執行停止をすることができる（2項）。

② 審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合→審査請求人の申立てによってのみ、執行停止をすることができる（職権では不可）。また、処分庁の意見を聴取しなければならない（3項）。

【執行停止の要件】

(1) 執行停止が可能な場合の要件

執行停止の必要があると認められること（25条2項、3項）。

(2) 執行停止が義務である場合の要件

① 審査請求人の申立てがあること

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるための緊急の必要があると認められること（25条4項本文）

③ 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと（25条4項ただし書）

④ 本案について理由がないとみえないこと（同上）

短答合格FILE（行政法）

なお、上記③、④の消極的要件のいずれかに該当する場合であっても、行政事件訴訟法25条の場合と異なり執行停止義務が生じないだけであって、執行停止をしてはならないというわけではないことに注意を要する。

8. 審理のあり方

ア 審理原則

行政不服審査法第34条（参考人の陳述及び鑑定の要求）

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

行政不服審査法第33条（物件の提出要求）

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

行政不服審査法第35条（検証）

- 1 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。
- 2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

行政不服審査法第36条（審理関係人への質問）

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

【ポイント】

行政上の不服申立ての審理については、民事訴訟や行政事件訴訟などと対比して、次のような原則がある。

一 書面審理主義

行政不服審査法は、審理の簡易迅速性の確保と審理機関の事情を考慮して、書面審理主義を原則とする（旧法25条1項本文の規定は削除されたが、書面審理主義の変更ではない）。一方で、書面主義による欠陥を補うべく、審査請求人又は参加人の申立てがあったときは、審査庁は申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（義務）とする（31条1項本文）。

書面審理主義を念頭に置いた手続として、弁明書と反論書についての定めが設けられている（29条、30条）。

◎ 最判平2.1.18（百選Ⅱ136事件）

地方税法の固定資産評価委員会の口頭審理については、口頭審理外で行った職権調査の結果を判断の基礎として採用し審査請求を棄却するには、その調査の結果等を口頭審理に上程するなどの手続を経る必要はない。

二 職権主義

不服申立ての審理においては、審査庁が職権により証拠資料を収集し、その採否を決定する建前がとられている。

具体的には、職権により、適当と認める者を参考人として陳述させることができること（34条）、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置

くことができること（33条）、必要な場所につき、検証することができること（35条）、審査関係人に質問することができること（36条）を定めている。

以上の職権証拠調べに加え、当事者の主張しない事実を職権でとり上げその存否を調べること（職権探知主義）まで認められるかについては明らかでないが、通説は行政不服審査がなお行政過程における争訟であって、私人の権利利益の救済とともに行政の適正な運営の確保をも目的とするものであることを考慮し、これを肯定する。訴願法について、職権探知を認める趣旨とした判例が存在する（最判昭29.10.14、百選Ⅱ135事件）。

◎ 最判昭29.10.14（百選Ⅱ135事件）

訴願庁がその裁決をするに当たって、職権によりその基礎となすべき事実を探知し得べきことはもちろんであり、必ずしも訴願人の主張した事実のみを斟酌すべきものではない。

イ 不服申立人の手続上の権利

行政不服審査法第27条（審査請求の取下げ）

- 1 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。
- 2 審査請求の取下げは、書面で行わなければならない。

行政不服審査法第29条（弁明書の提出）

- 1 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。
- 2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - ① 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
 - ② 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
- 4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
 - ① 行政手続法（平成5年法律第88号）第24条第1項の調書及び同条第三項の報告書
 - ② 行政手続法第29条第1項に規定する弁明書
- 5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

行政不服審査法第30条（反論書等の提出）

- 1 審査請求人は、前条第5項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第40条及び第42条第1項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

行政不服審査法第31条 (口頭意見陳述)

- 1 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第41条第2項第2号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

行政不服審査法第32条 (証拠書類等の提出)

- 1 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。
- 3 前2項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

行政不服審査法第33条 (物件の提出要求)

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

行政不服審査法第34条 (参考人の陳述及び鑑定の要求)

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

行政不服審査法第35条 (検証)

- 1 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。
- 2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

行政不服審査法第36条 (審理関係人への質問)

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

行政不服審査法第38条 (審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

- 1 審査請求人又は参加人は、第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第29条第4項各号に掲げる書面又は第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当

該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審理員は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

【ポイント】

行政不服審査法が国民の権利・利益の救済手続であるとするならば、その救済の実をあげるために、不服申立人が手続の中で、十分主張・立証ができるようにその手続的権利を認めていく必要がある。しかし、本法は他方において簡易迅速な手続であることに存在理由があるので、手続を民事訴訟のように厳格なものとすることはできない。

弁明書の提出は旧法下では任意（旧法22条1項）であったが、29条はこれを義務化した。意見書提出権（30条2項）、質問権（31条5項）の制度は旧法には存在しなかったが、新設された。

上記いずれの制度も不服申立人の手続保障を充実化したものと言える。手続保障の充実化の趣旨は、行政手続法により事前手続が整備され私人の手続保障が図られたこととの均衡を図る点、審理判断の公正を図る点及び審理の充実促進の点にある。

手続保障の充実には審理の長期化を招く危険もあるが、これについては標準審理期間の設定（16条）で対処している。

一 口頭意見陳述の申立権

審査請求人又は参加人の口頭意見陳述の機会が権利として与えられている（行政不服審査法31条）。

二 弁明書の要求権

行政不服審査法では審理員の権限として、処分庁等に対して弁明書の提出を要求することができることを定めた（弁明書の提出があると、審査庁はその副本を審査請求人及び参加人に送付する。行政不服審査法29条5項）。

これに対して、審査請求人に弁明書の要求権が認められるかどうかには争いがある。審査請求人から弁明書の副本の送付を請求された場合、審理員は処分庁に対して弁明書の提出を求める義務があるか。義務があるとする下級審判例もあるが、近年は消極的態度をとる下級審判例が多い。

三 反論書提出権

弁明書の副本の送付を受けた場合、審査請求人はこれに対して反論書を提出することができるとしている（行政不服審査法30条1項）。

四 閲覧請求権

38条1項は審査請求人又は参加人に対して、提出書類等(29条4項各号に基づき処分庁が提出する書面、32条1項に基づき審査請求人若しくは参加人が提出する証拠書類又は証拠物、32条2項に基づき処分庁が提出する書類その他の物件、又は33条に基づき所持人が提出する書類その他の物件をいう。)の閲覧及び写し交付請求権を認めた。旧法では、閲覧のみが認められ、その対象は処分庁提出書面に限られていた(旧法33条2項)。

旧法と比較した場合、閲覧だけでなく写しの交付請求権を認めることで、不服申立人の利用上の便宜が図られ、また対象書類の種類も拡充されているから、書類に関する手続の拡充がされたと言える。手続の拡充を認めた趣旨は、不服申立人に、処分がいかなる根拠に基づくものであるかを知り、それに基づき反論することを可能にさせる点にある。

手続拡充は簡易迅速の要請に反するとも思える。しかし、38条1項2文によれば正当な理由があるときには閲覧などを拒むことができること、及び謄写を認めても新たにマスキングなどの措置が必要となるものではないことを考えれば、簡易迅速の要請に反しているとはいえない。

ウ 審理員による審査手続

行政不服審査法第9条(審理員)

- 1 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者)のうちから第3節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。
 - 一 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
 - 二 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
 - 三 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関
- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
 - ① 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
 - ② 審査請求人
 - ③ 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
 - ④ 審査請求人の代理人
 - ⑤ 前2号に掲げる者であった者
 - ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - ⑦ 第13条第1項に規定する利害関係人
- 3 審査庁が第1項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員(第2項各

号（第1項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第1号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第31条第1項の規定による審査請求人若しくは第13条第4項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第34条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第35条第1項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第36条の規定による第28条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

9条1項は審理の主宰者を審理員とする審理員制度を導入した。審理員の指名については、審査庁に所属する職員の中から審査庁が指名すると9条1項が定め、審理員の資格要件は9条2項が定める。また、指名された審理員は審査請求人及び処分庁などに対して通知される（9条1項）。

9条による審理員制度導入の理由は次の通りである。旧法下では、審査の主宰者は明示の規定がなく、審査を処分関係者が行う場合があったため、審理の公正への信頼を損ねていた。そこで、これを解消すべく審理員制度を導入して対審構造を実現した。

また、9条2項が資格要件において当事者及びそれに密接な関係を持つ者を審理員から排除した趣旨及び9条1項が審理員と指名された者を通知することとした趣旨も、審理裁決の公正の実現と国民の審理裁決の公正に対する信頼確保を図る点にある。

他方、9条1項が審理員を審査庁に所属する職員の中から指名するものとした趣旨は、審査庁も多様であり、小規模組織などでは関与者を除外すると適任者を用意できない点及び審査庁から完全に独立した者が審理を行うことで審理及び裁決についての責任の所在が曖昧となるのを防ぐ点にある。

行政不服審査法第17条（審理員となるべき者の名簿）

審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

17条が指名された審理員を名簿の形式で公表することとした趣旨は、9条2項が資格要件において当事者及びそれに密接な関係を持つ者を審理員から排除した趣旨及び9条1項が審理員と指名された者を通知することとした趣旨と同様に、審理裁決の公正の実現と国民の審理裁決の公正に対する信頼確保を図る点にある。

五 証拠物提出権、証拠調べ申立権

審査請求人又は参加人は、自ら証拠物を提出する権利を持ち、また証拠調べの申立権ももつ（行政不服審査法32条～36条）。

エ 審理の迅速化

行政不服審査法第16条（標準審理期間）

第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁となるべき行政庁」という。）は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政

庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。)の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

行政不服審査法第37条 (審理手続の計画的遂行)

- 1 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第31条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。
- 2 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。
- 3 審理員は、前2項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第31条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第41条第1項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

改正法では、審査庁となるべき行政庁は、審査請求から裁決までの通常要すべき標準的な審理期間を定めるよう努めるとともに、定めた場合には公にしておかなければならないこととしている(16条)。また、審査請求人、参加人、処分庁等及び審理員という不服申立てに関わる各当事者に審理手続の計画的進行を図る義務を課した(28条)。

さらに、審理すべき事項が多数又は錯そうしているなど事件が複雑である場合、迅速かつ公正な審理を行うため、審理員は、審理当初において審理事項・手順を整理し、審理の終結予定時期を決定し、審理関係人に通知することとしている(37条)。

9. 手続の終了

ア 裁決の内容

行政不服審査法第27条 (審査請求の取下げ)

- 1 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。
- 2 審査請求の取下げは、書面で行わなければならない。

行政不服審査法第42条 (審理員意見書)

- 1 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書(以下「審理員意見書」という。)を作成しなければならない。
- 2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

行政不服審査法第43条

- 1 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会)である場合にあっては第81条第1項又は第2項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。
 - ① 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第9条第1項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

- ② 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第9条第1項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合
 - ③ 第46条第3項又は第49条第4項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合
 - ④ 審査請求人から、行政不服審査会又は第81条第1項若しくは第2項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）
 - ⑤ 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合
 - ⑥ 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - ⑦ 第46条第1項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第47条第1号若しくは第2号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）
 - ⑧ 第46条第2項各号又は第49条第3項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

行政不服審査法第45条（処分についての審査請求の却下又は棄却）

- 1 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。
- 2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

行政不服審査法第46条（処分についての審査請求の認容）

- 1 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第48条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。
- 2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認め

るときは、当該各号に定める措置をとる。

- ① 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
- ② 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3 前項に規定する一定の処分に関し、第43条第1項第1号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4 前項に規定する定めがある場合のほか、第2項に規定する一定の処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

行政不服審査法第50条（裁決の方式）

1 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- ① 主文
- ② 事案の概要
- ③ 審理関係人の主張の要旨
- ④ 理由（第1号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

行政不服審査法第49条（不作為についての審査請求の裁決）

1 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

- ① 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
- ② 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第43条第1項第1号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

5 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第3項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

一 審理員意見書

42条1項は審理員の審理結果を審理員意見書として作成することを定めている。審査庁は42条2項に基づいて提出された審理員意見書と事件記録に基づき裁決を行う（44条1項参照）。旧法には存在しなかった制度である。

審理裁決の公正及びそれに対する国民の信頼確保の観点から、審査庁の裁決は審理員の判断に基づくべきである。それを担保するために42条が規定された。

二 行政不服審査会等への諮問

審理員は、審理手続終結後、遅滞なく審査庁に対して審理員意見書を提出する（42条1項）が、43条1項柱書は、審理員意見書の提出を受けた審査庁は一定の例外を除いて、行政不服審査会等に諮問を行うとする諮問制度を導入した。そして、審査庁は諮問後に裁決を行う（44条）。

行政不服審査会等とは、審査庁が主任の大臣等である場合には行政不服審査会（43条）、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合には81条1項又は2項の機関のことである。

一定の例外とは、審査請求人が諮問を希望しない場合（43条1項4号）、行政不服審査会等によって諮問を要しないものと認められたものである場合（同項5号）、審査請求を却下する場合（同項6号）、審査請求の全部を認容する場合（同項8号）及びその他（同項1, 2, 3, 7号）である。

諮問制度導入の趣旨は、行政訴訟よりも不服申立てのほうが国民の権利救済に現在果たしている役割が大きいことを踏まえ、審査庁の裁決内容の公正を図る点にある。

審査請求人が希望しない場合に諮問が不要とされた趣旨は、諮問手続の最も重要な目的が不服申立てについての判断の公正を図ることを通して不服申立人の権利救済を図る点にあることから、不服申立人が希望しない場合にまで諮問の必要性はない、という点にある。

地方公共団体について諮問機関を行政不服審査会に限定しなかった趣旨は、地方公共団体の多様性、地方公共団体の自立性確保の必要性及び小規模地方公共団体での人材確保の困難性に配慮した点にある。

三 裁決の種類

裁決には、却下、棄却、認容の3つの種類がある（行政不服審査法45条、46条）。

- ① 却下：処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合。
- ② 棄却：処分についての審査請求が理由がない場合。
- ③ 認容：処分（事実上の行為を除く。）についての審査請求が理由がある場合（45条3項の規定の適用がある場合を除く。）（当該処分の全部又は一部を取り消すという形でなされる）。

なお、審査庁は、事実上の行為についての審査請求が適法であり、かつ、当該事実上の行為を違法又は不当と認める場合、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、撤廃又は変更の裁決をする。事実上の行為の場合、法的効果を生ずるものではないから、取消裁決ではない。

ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない（47条ただし書）。

この場合において、審査庁が処分庁以外である場合には、処分庁に事実上の行為の撤廃又は変更を命ずる。審査庁が処分庁である場合には、当該事実上の行為を撤廃又は変更する（同条各号）。

四 認容裁決の際の変更命令

審査庁は、事実上の行為を除く処分についての審査請求が適法であり、かつ、当該処分を違法又は不当と認める場合、裁決でこれを取消し又は変更する。取り消されると、処分はさかのぼって効力を否定される。取消しは、処分の効力のうち否定されるべき部分がそれ以外の部分と分離可能な場合、前者の部分に限って行われる。

ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない（同条1項ただし書）。

法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す旨の裁決をする場合において、審査庁が、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときには、当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命じ、審査庁が処分

短答合格 F I L E (行政法)

庁であるときには、当該処分をする（同条2項各号）。同号の措置をすべきと認める判断については、審査庁に裁量が認められる。

五 不利益変更の禁止

審査庁は、審査請求に理由がある場合でも、当該処分又は当該事実上の行為を審査請求人の不利益に変更することは許されない。救済を第一の目的とする手続としての性質上、当然の規定である。

六 事情裁決

違法又は不当な処分であっても、これを維持すべき公益上の必要性が高い場合があり得る。45条3項は、その場合に、取消し・撤廃に代わる救済措置の可能性を考慮した上で裁決の主文で違法又は不当の宣言にとどめる裁決（事情裁決）を認めている。

七 不作為についての不服申立ての場合

改正法では、事務処理の促進を求めるにとどまらず、違法又は不当な不作為が認められる場合において、審査庁が申請に対して「一定の処分」をすべきと認めるときは、当該「一定の処分」をすべき旨を命ずることができることとし（49条3項）、審査請求の一回的解決を図る制度としている。

八 理由付記

本条は、判決に理由が要求されるのと同様、裁決の慎重さを確保し公正を保障するため、書面による理由付記を例外なく要求し（1項4号）、あわせて、審査請求人がその理由を考慮してさらなる争訟の提起を望むときには適切な争訟形式の選択に役立つように、再審査請求が可能な場合はこれについて教示することを要求している（3項）。

裁決書に理由の記載がない場合や審査庁の記名押印がない場合は、形式上の瑕疵により取消事由とされる（最判昭32.1.31）。このように法が裁決書に理由付記を要求するのは、決定機関の判断を慎重ならしめるとともに、審査決定が審査機関の恣意に流されることのないように、その公正を保障するためと解される。そのため、その理由付記の程度は、「請求人の不服の事由に対応してその結論に到達した過程を明らかに」する程度であるべきとされる（最判昭37.12.26、百選Ⅱ139事件）。

◎ 最判昭37.12.26（百選Ⅱ139事件）

理由にならないような理由を付記することとまる決定は、審査手続に違法がある場合と同様に、判決による取消しを免れない。

《過去問チェック》

- 処分庁の上級行政庁である審査庁は、営業免許取消処分に対する審査請求に理由があると認めるときは、原処分を営業停止処分に変更する裁決をすることができる。（新司H20-40）
 - ☞正しい。行政不服審査法46条1項。審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁である場合には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を変更することができる（行政不服審査法46条1項本文、同項ただし書参照）。これは、裁判所と異なり、上級行政庁にあっては、行政組織上の指揮監督権を有するからであるとされる。
- 原処分を適法と認めて審査請求を棄却する裁決があった場合、当該裁決は処分庁を拘束するから、処分庁は原処分を取り消したり、変更したりすることができない。（新司H20-40）
 - ☞誤り。行政不服審査法は裁決の拘束力について定めている（行政不服審査法52条）。行政不服審査法は拘束力を認容裁決に限定していないが、棄却裁決は、原処分が違法でないとするに止まり、原処分をどこまでも維持、続行すべき旨を命令する趣旨までは含んでいないと解される。また、行政事件訴訟法においては、拘束力は取消判決についてのみ規定されており（行政事件訴訟法33条1項）、行政不服審査法でこれと別異に解する理由もないので棄却裁決については拘束力の観念は及ばないと解されている。換言すれば、棄却裁決が出て、処分庁が職権で処分を取り消すことは妨げられない（最判昭33.2.7）。
- 審査請求に理由があるときは、審査庁は、原則として、審査請求の全部又は一部を認容する裁決をしなければならないが、例外として、事情裁決によって当該審査請求を棄却することができる。（新司H24-39、予

備H24-24)

- ☑正しい。本案審理の結果、審査請求に理由があるとされた場合には認容裁決がなされる。しかし、処分その他公権力の行使が違法又は不当であるにもかかわらず、例外的に認容裁決をしないことが認められている。具体的には、審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言する（行政不服審査法45条3項）。これを事情裁決という。
- 審査請求をするか否かは関係者の自由な判断に委ねられているから、審査請求人は、審理手続が開始され、処分庁等が書面を提出し又は口頭で意見を述べた後であっても、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。（予備H30-24）
 - ☑正しい。行政不服審査法27条1項。
- 行政不服審査法は、国民の権利利益の救済を図るのみならず、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであるから、審査庁は、審査請求に係る処分が違法又は不当であると認めるときは、裁決で、審査請求人の不利益に当該処分を変更することも許される。（予備H30-24）
 - ☑誤り。行政不服審査法48条。審査請求に理由がある場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。その趣旨は、審査請求制度は救済手段である性格が強いため、審査請求人に不利に処分内容を変更することを禁止するという点にある。

イ 裁決の効力

行政不服審査法第51条（裁決の効力発生）

- 1 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第46条第1項及び第47条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。
- 2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。
- 3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも1回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。
- 4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

行政不服審査法第52条（裁決の拘束力）

- 1 裁決は、関係行政庁を拘束する。
- 2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。
- 3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。
- 4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

【ポイント】

行政上の不服申立てにおける裁決は、争訟に対する裁断であるが、同時にそれは行政庁による行政行為でもある。このような性格が、裁決の効力にも反映している。

一 効力の発生

裁決の効力発生時について、旧法では「送達することによって、その効力を生ずる」と規定していた（旧法42条1項）が、到達により効力が発生する趣旨を明確にするために、51条は、「送達された時」に効力が生ずると規定した。

52条は、裁決の拘束力について定める。申請に基づいてした処分が手続の違法もしくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下もしくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない（同条2項）。なお、原処分を適法と認めて審査請求を棄却する裁決があった場合は、棄却裁決は、原処分に違法又は不当がないと判断するとどまり、原処分をどこまでも維持、続行すべき旨の命令を含む趣旨ではないから、棄却裁決が出て、処分庁が職権で処分を取り消すことは妨げられない。

二 公定力・不可争力

行政行為の効力のうち、公定力、不可争力については、本法は特段の規定を置いていないが、当然生ずるものと解される。

ただ、棄却の裁決があったときに、相手方が原処分の違法を裁判上主張するときには、裁決の取消請求ではなく、原処分の取消請求をすることとなるので（行政事件訴訟法10条2項。原処分主義）、その請求が認容されると原処分が取り消されることになる。この場合は、裁決・決定は形式的には残っているものの、実質的効力は失うことになるので、公定力を論ずる意味もその限りではないことになる。もっとも、原処分でなく裁決固有の瑕疵を争いたい場合には、公定力が働く。

三 執行力

執行力については、棄却の裁決、認容の裁決のうち、処分の変更の裁決が新たな処分とみられ、かつそれが執行力の観念に親しむものである限りにおいて認められる。これに対し、処分の取消し・事実行為の撤廃については、適用の余地がない。

四 不可変更力、実質的確定力

行政行為の不可変更力・実質的確定力は、そもそもすべての行政行為に認められる効力ではなく、そのうちの一定のものに限られる効力である。

この点、行政上の審査請求に対する裁決は、その手続に着目して、不可変更力・実質的確定力が認められる余地がある。

◎ 最判昭42.9.26（百選I70事件）

【事案】

Y（地区農地委員会）は、Aらの申請にもとづいてXら所有の宅地について買収計画を立てた（自作農創設特別措置法15条参照）ため、Xらが異議申立てをしたところ、Yは買収計画を取り消す旨の決定をし、右決定は確定した。その後、YはXらの宅地について再び同一の買収計画を立てたため、Xらは異議・訴願を経て買収計画の取消しの訴えを提起した。

【判旨】

「異議の決定、訴願の裁決等は、一定の争訟手続に従い、なかんずく当事者を手続に関与せしめて、紛争の終局的解決を図ることを目的とするものであるから、それが確定すると、当事者がこれを争うことができなくなるのはもとより、行政庁も、特別の規定がない限り、それを取り消し又は変更し得ない拘束を受けるにいたること、当裁判所の判例とするところである。したがって、右特別の規定のない本件においては、前叙のごとく、当初の宅地買収計画が上告人らの異議申立に基づいて取り消され、その決定が確定したことにより、爾後、当該農地委員会がそれに拘束される結果、上告人らの宅地買収の申請は、却下等別段の意思表示をまつまでもなく、当然その効力を失う

ものと解するのが相当である。また、大阪府農地委員会の茨木市春日地区農地委員会に対する前記指示は、法律上の根拠を有するものでないこと明らかである。それ故、本件各宅地について再度樹立された買収計画は、その前提要件としての申請を欠く違法のものといわなければならない。されば、論旨は理由があり、原審の所論判断は自作農創設特別措置法15条の解釈適用を誤ったものであって、その違法が判決に影響を及ぼすこと明らかであるから、その余の論旨について判断を加わえるまでもなく、原判決は、破棄を免かれぬ。そして、前示事実関係の下では、被上告人の本件控訴は、その理由がなく、これを棄却すべきものとする。」

五 拘束力

行政不服審査法は、裁決に拘束力を認める（行政不服審査法52条）。

行政不服審査法上、拘束力は認容裁決に限定されていない。しかし、行政事件訴訟法においては、拘束力は処分・裁決の取消判決（＝認容判決）についてのみ規定されており（行政事件訴訟法33条1項）、行政不服審査法でこれと別異に解する理由もないので、審査請求に対する棄却裁決については、拘束力は及ばないものと解される。

10. 再調査の請求

行政不服審査法第54条（再調査の請求期間）

- 1 再調査の請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 再調査の請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

行政不服審査法第55条（誤った教示をした場合の救済）

- 1 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、審査請求がされた場合であって、審査請求人から申立てがあったときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。
- 3 第1項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす。

行政不服審査法第56条（再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合）

第5条第2項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分（事実上の行為を除く。）を取り消す旨の第60条第1項の決定書の謄本を発している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤廃している場合は、当該審査請求（処分（事実上の行為を除く。）の一部を取り消す旨の第59条第1項の決定がされている場合又は事実上の行為の一部が撤廃されている場合にあつては、その部分に限る。）が取り下げられたものとみなす。

行政不服審査法第57条（三月後の教示）

処分庁は、再調査の請求がされた日（第61条において読み替えて準用する第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して3月を経過しても当該再調査の請求に係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。

行政不服審査法第58条（再調査の請求の却下又は棄却の決定）

- 1 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処

分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

2 再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

行政不服審査法第59条（再調査の請求の認容の決定）

1 処分（事実上の行為を除く。）についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

2 事実上の行為についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。

3 処分庁は、前2項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

行政不服審査法第60条（決定の方式）

1 前2条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。

2 処分庁は、前項の決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

行政不服審査法第61条（審査請求に関する規定の準用）

第9条第4項、第10条から第16条まで、第18条第3項、第19条（第3項並びに第5項第1号及び第2号を除く。）、第20条、第23条、第24条、第25条（第3項を除く。）、第26条、第27条、第31条（第5項を除く。）、第32条（第2項を除く。）、第39条、第51条及び第53条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1 再調査の請求期間

54条は、再調査の請求についての主観的請求期間、客観的請求期間の原則と例外について定める。

再調査の請求の主観的請求期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月である。旧法45条は、異議申立ての主観的請求期間を、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内と規定していたが、主観的審査請求期間が60日から3月に延長されたのに合わせて、再調査の請求期間も延長された。

再調査の客観的請求期間は、原則として、処分のあった日の翌日から起算して1年である。これは、旧法の客観的異議申立期間と同じ期間である。

2 誤って教示をした場合

55条は、再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合について定める。この場合には、審査請求人からの申立てがあれば、審査請求書を処分庁に送付し、送付を受けた処分庁が速やかにその旨を審査請求人及び参加人に通知し、審査請求書が処分庁に送付されたときに初めから処分庁に再調査の請求がされたとみなす。これにより、処分庁の誤った教示により再調査の請求ができなくなる事態を回避し、審査請求人を救済する趣旨である。

3 再調査の請求と審査請求

56条は、再調査の請求がされたときはその決定を経ずに審査請求をすることができないとい

う原則（5条2項本文）の例外として、再調査の請求についての決定を経ずに審査請求が認められる場合（同項ただし書）においては、再調査の請求が取り下げられたとみなすことを規定する。

57条は、再調査の請求人が審査請求の機会を逸することがないように、再調査の請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、再調査の請求についての決定を経ずに審査請求をすることができる（5条2項1号参照）旨を再調査の請求人に教示する義務を処分庁に課すものである。

4 再調査の請求に対する決定

再調査の請求に対する処分庁の判断は、「決定」で行う。

再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合など不適法である場合には、却下決定をする（58条1項）。

再調査の請求に理由がない場合には、棄却決定をする（同条2項）。

事実上の行為を除く処分について再調査の請求に理由がある場合には、当該処分の取消し、又は変更の決定をする（59条1項）。

事実上の行為について再調査の請求に理由がある場合には、事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為を撤廃、又は変更の決定をする（同条2項）。

処分庁は、再調査の請求に理由がある場合の認容決定において、当該処分又は事実上の行為を請求人に不利益に変更することはできない（同条3項）。

決定の方式については、60条に規定がある。

5 審査請求に関する規定の準用

審査請求に関する規定のうち再調査の請求に準用される規定については、61条に個別に列記されている。

11. 再審査請求

行政不服審査法第62条（再審査請求期間）

- 1 再審査請求は、原裁判があったことを知った日の翌日から起算して1月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 再審査請求は、原裁判があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

行政不服審査法第63条（裁決書の送付）

第66条第1項において読み替えて準用する第11条第2項に規定する審理員又は第66条第1項において準用する第9条第1項各号に掲げる機関である再審査庁（他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁（第66条第1項において読み替えて準用する第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）は、原裁判をした行政庁に対し、原裁判に係る裁決書の送付を求めるものとする。

行政不服審査法第64条（再審査請求の却下又は棄却の裁決）

- 1 再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を却下する。
- 2 再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。
- 3 再審査請求に係る原裁判（審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。）が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。
- 4 前項に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁判等が違法又は不当ではあるが、これを

取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、原裁決等を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却することができる。この場合には、再審査庁は、裁決の主文で、当該原裁決等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

行政不服審査法第65条（再審査請求の認容の裁決）

- 1 原裁決等（事実上の行為を除く。）についての再審査請求が理由がある場合（前条第3項に規定する場合及び同条第4項の規定の適用がある場合を除く。）には、再審査庁は、裁決で、当該原裁決等の全部又は一部を取り消す。
- 2 事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合（前条第4項の規定の適用がある場合を除く。）には、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、処分庁に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる。

行政不服審査法第66条（審査請求に関する規定の準用）

- 1 第2章（第9条第3項、第18条（第3項を除く。）、第19条第3項並びに第5項第1号及び第2号、第22条、第25条第2項、第29条（第1項を除く。）、第30条第1項、第41条第2項第1号イ及びロ、第4節、第45条から第49条まで並びに第50条第3項を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- 2 再審査庁が前項において準用する第9条第1項各号に掲げる機関である場合には、前項において準用する第17条、第40条、第42条及び第50条第2項の規定は、適用しない。

1 再審査の請求期間と裁決書の送付

62条は、再審査請求をすることができる期間の制限を定める。同条1項が主観的請求期間、同条2項が客観的請求期間の定めである。処分についての審査請求の場合よりも短縮されているのは、審査請求提起の段階と比べ、論点も絞られ、証拠物件の準備も十分にできているからである。

63条は、再審査請求を受理した再審査庁が、原裁決をした行政庁に対し、原裁決の裁決書の送付を必ず求めることを定める。

2 再審査請求に対する裁決

64条は、再審査請求を却下又は棄却する裁決について定める。

再審査請求が不適法である場合には、再審査庁は、却下裁決をする（同条1項）。

再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、棄却裁決をする（同条2項）。再審査請求に係る原裁決が違法又は不当であるが原処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、棄却裁決をする（同条3項）。このほか、原裁決等が違法又は不当であるが、公の利益に著しい障害が生ずることを避けるために請求を棄却する場合として、事情裁決がある（同条4項）。

65条は、再審査請求の認容裁決について定める。事実上の行為を除く原裁決等についての再審査請求に理由がある場合には、再審査庁は、取消裁決をする（同条1項）。事実上の行為について再審査請求に理由がある場合には、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為を撤廃すべき旨を命ずる（同条2項）。

3 審査請求に関する規定の準用

66条は、再審査請求に対する処分についての、審査請求に関する規定の準用について定める。大半の規定を準用しており、かつこ書で準用されない規定を特に示している。

12. 行政不服審査会

行政不服審査法第67条 (設置)

- 1 総務省に、行政不服審査会 (以下「審査会」という。) を置く。
- 2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

行政不服審査法第68条 (組織)

- 1 審査会は、委員9人をもって組織する。
- 2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち3人以内は、常勤とすることができる。

行政不服審査法第69条 (委員)

- 1 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。
- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 10 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 11 委員の給与は、別に法律で定める。

行政不服審査法第70条 (会長)

- 1 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

行政不服審査法第71条 (専門委員)

- 1 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

行政不服審査法第72条 (合議体)

- 1 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

行政不服審査法第73条（事務局）

- 1 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

行政不服審査法第74条（審査会の調査権限）

審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

行政不服審査法第75条（意見の陳述）

- 1 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

行政不服審査法第76条（主張書面等の提出）

審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

行政不服審査法第77条（委員による調査手続）

審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第74条の規定による調査をさせ、又は第75条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

行政不服審査法第78条（提出資料の閲覧等）

- 1 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

行政不服審査法第79条（答申書の送付等）

審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

審査請求に対する審理手続は、職員のうち処分に関与していない審理員が主宰する。審理員は原処分に関与していないとはいえ、審査庁の職員であるから、審理の公正性への国民の信頼が十分に確保されているとはいえない。

そこで、有識者からなる第三者機関として行政不服審査会等を総務省に設置し（67条1項）、地方公共団体には、執行機関の附属機関として、行政不服審査会に相当する不服審査機関を設置し（81条1項）、第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上させることとした。

67条～73条には、行政不服審査会の設置及び組織についての定めがある。

67条は、総務省に、行政不服審査会を設置する旨と、行政不服審査会の所掌事務について定める。

68条は、行政不服審査会の委員の人数について定める。

69条は、行政不服審査会の委員の資格、任命、任期、再任、罷免、秘密保持義務、政治活動の制限、常勤委員の兼業の制限、給与について定める。

70条は、行政不服審査会の会長の選任、職務、代理について定める。

71条は、行政不服審査会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる旨を定める。

72条は、行政不服審査会における審査請求に係る事件についての調査審議は、原則として、3人の委員からなる合議体で行うことを定める。

73条は、行政不服審査会に事務局を設置することを定める。

74条～79条は、審査会の調査審議の手続について定める。

74条は、審査会の調査権限について定める。

75条は、審査会において原則として審査関係人に口頭意見陳述の機会が保障されることを定める。

76条は、審査関係人が主張書面又は資料を審査会に提出できることを定める。

77条は、審査会が指名する委員に必要な調査をさせ、又は審査関係人に口頭意見陳述を聴かせることができることを定める。

78条は、原則として、審査関係人が、審査会に対し、提出された主張書面もしくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付を請求することができる旨を定める。

79条は、審査会が諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付し、答申の内容を公表することを審査会に義務付けるものである。

3-1-3

第3節 行政審判

【ポイント】

一 意義

行政審判とは、通常の行政機関の系統から独立した行政委員会又はそれに準ずる行政機関が、裁判類似の手続である準司法的手続によって一定の決定を行う場合のその決定そのもの、あるいはその決定にかかる手続を含めた制度全体のことである。

行政審判は、行政不服審査法上の通常の不服審査と対比した場合、私人の権利救済という目的を持つ点で共通するが、行政不服審査法上の不服審査の場合、救済が行政庁自らの自己反省を通じて行われるのに対し、行政審判の場合は行政機関が行う審理・裁断でありつつも、司法機関類